

【FACE TO FACE 仲人細則】

本細則は、FACE TO FACE加盟相談所（以下、相談所）が円滑に業務を進めることができるように(株)FACE TO FACE（以下、本部）が必要事項を定めたものである。日常の業務の中で不定期に発生する諸問題については、本細則をもとに各相談所が責任を持って誠心誠意対応するものとし、必要であれば相談所間で話し合い、解決へと導くよう努めること。また、必要に応じて本細則の内容は変更していくものとする。

I.会員プロフィールについて

- ・嘘、偽りが無いよう努めること
- ・『現住所』『本人の年齢』『学歴（短大、大卒以上）』『国家資格』『男性の年収』については相違があればペナルティとする（P.3 ペナルティについて参照）
- ・掲載写真は原則1年以内に撮影したものを使用すること
- ・婚歴に関する表示は、初婚は『婚歴なし』、離別は『離別』、死別は『死別』と表示され、婚姻回数及びその他婚歴に関する情報は表示されない
- ・子供の表示は、親権の有無に関わらず原則記載すること
- ・会員の登録名は公的証明書に記載されている本名のみを使用すること
- ・障害の有無や病歴を表示する場合は、会員本人の同意が必要となる。ただし、会員がプロフィールの表示に同意しなくとも、お見合い承諾後は早急に相手相談所へ特記事項として伝えること。なおプロフィールの「コメント」に特記事項として記載していれば会員が見れない状態で相手相談所は確認が可能である
- ・写真非表示会員は、申し込みをした場合または申し込まれてお見合い承諾をした場合に限り、相手相談所へ写真が公開されるものとする
- ・各相談所は会員の現住所市区町村をシステム上で見ることが出来るが、会員はシステム上で市区町村は見れないので、その情報を会員に伝えるのは禁止

II.申し込みについて

- ・会員から申し込みリクエストがあった場合は、各相談所は可及的速やかに相手相談所へ申し込みをしなければならない
- ・申し込み後、相手相談所からの返事を受けられる期間は1ヶ月となり、返事のないまま1ヶ月が経過した場合は自動お断りとなる
- ・申し込みの取り消し及びお見合い承諾後のキャンセルは日程調整の状況に関わらずできない（P.3 ペナルティについて参照）

III.申し込みを受けたら

- ・会員宛て申し込みを受けたら、各相談所は可及的速やかに会員へ紹介もしくは相手相談所へ回答をしなければならない
- ・お見合い承諾後のキャンセルは日程調整の状況に関わらずできない（P.3ペナルティについて参照）

IV.お見合いについて

- ・お見合い成立後、両相談所は日程の調整を所定の手続きにより可及的速やかに行うこと
- ・お見合いの日程と場所については、両相談所が協力の上、決めること
- ・相談所間のお見合い前日確認及び会員へのお見合い前日確認は漏れが無いように行うこと
- ・不測の事態に備え、各相談所はお見合い履行時刻には必ず連絡がつくようにしておくこと。なお連絡がつかなかった時は、ペナルティになる場合もある（P.3ペナルティについて参照）
- ・正当な理由の有無に関わらず、お見合い当日に遅刻またはキャンセルをする場合、各相談所は誠意を持って相手相談所へ謝罪をすること
- ・お茶代については男性負担とする
- ・各相談所が同席する場合のお茶代については各相談所または自社会員の負担とする
- ・お見合い時は、男性会員はスーツやジャケット、女性会員はスカートやワンピース等、男女共にお見合いに相応しい服を着用すること
- ・会員間のトラブル防止の為、お見合い当日の会員間の連絡先交換（名刺を渡す、SNS等を含む）は禁止とする
- ・お見合い後は会員から速やかにお見合い結果の報告を受け、原則翌日までに相手相談所へ連絡をする。なお翌日が休業日の時は当日中に返事を出すよう努めるが、どうしても困難な場合は結果連絡が遅くなることを必ず相手相談所へ伝えること

V.交際について

- ・お見合い終了後、双方が交際意思ありとなった日から交際開始とする
- ・交際期間は原則3ヶ月とする
ただし、交際期間を延長する時は必ず相談所間で話し合い、双方同意の上で延長期間を決めること
また、期間を延長した場合も必要以上に長くならないように努めること
- ・会員間トラブル防止の為、交際終了の通知は原則相談所間で行うものとし、当人同士で直接やりとりすることはしない
- ・交際終了後は速やかに相手会員の連絡先を削除するよう会員へ伝えること

VI.成婚について

- ・成婚退会の条件（以下）を満たした場合、会員は成婚退会となるので各相談所は可及的速やかに会員の退会手続きを所定の方法により行わなければならない
 - (a) 結婚の約束を交わした
 - (b) 宿泊を伴う旅行に行った
 - (c) 同棲、同居を始めた
 - (d) 婚前交渉
 - (e) 退会の報告をした
 - (f) 交際期間が3ヶ月を経過した場合

VII.ペナルティについて

次の項目に該当する場合はペナルティとなるため、各相談所は所定のペナルティ料を相手相談所へ支払うものとする

尚、ペナルティ料の支払いは相談所同士で行うものとする

① お見合い（前日まで）

- ・お見合い前日までのキャンセルについては、キャンセルした側がキャンセル料として5千円（税抜）を相手相談所へ支払うものとする
- ・お見合い前日までにお見合い日程の延期が発生した場合、延期を伝えた日から1ヶ月以内の再設定が困難な場合または相手相談所に延期自体が受け入れられなかった場合は、延期を申し出た側がキャンセル料として5千円（税抜）を相手相談所へ支払うものとする

②お見合い（当日）

- ・お見合い当日のキャンセルについては、キャンセルした側がキャンセル料として1万円（税抜）を相手相談所へ支払うものとする
 - ・お見合い当日にお見合い日程の延期が発生した場合、延期を伝えた日から1ヶ月以内の再設定が困難な場合または相手相談所に延期自体が受け入れられなかった場合は延期を申し出た側がキャンセル料として1万円（税抜）を相手相談所へ支払うものとする
- なお、お見合い日程の延期が受け入れられた場合または1ヶ月以内の再設定が可能だった場合は、延期を申し出た側がキャンセル料として5千円（税抜）を相手相談所へ支払うものとする
- ・お見合い当日、一方の会員の遅刻が原因でお見合いが不可能と相手相談所が判断した場合は、当日キャンセルとして扱い、遅刻した側が1万円（税抜）を相手相談所へ支払うものとする
 - ・お見合い当日、会員同士が待ち合わせ場所で会えず、なおかつどちらかの相談所と

連絡がつかなかったという場合は、連絡のつかなかった相談所が相手相談所へペナルティ料として1万円（税抜）を支払うものとする

③その他

- ・各相談所は会員のプロフィールにおいて、『現住所』『本人の年齢』『学歴（短大、大卒以上）』『国家資格』『男性の年収』について相違がないようにすること
尚、お見合い承諾後にこれらの項目に相違が判明した場合は、ペナルティ料として1万円（税抜）を相手相談所へ支払うものとする
- ・会員が既婚者（内縁関係含む）だった場合、発覚した時点で会員は除名となり、その相談所はペナルティ料として5万円（税抜）を相手相談所へ支払うものとする
- ・相手相談所の会員と直接連絡を取った場合（名刺を渡す、SNS等を含む）、5万円（税抜）を相手相談所へ支払うものとする

④ペナルティ対象外について

次の項目に該当する場合は、ペナルティにならないものとする

- ・写真非表示会員へ申し込みをし、お見合い承諾をもらった場合に限り、申し込んだ側は表示された写真を見てからお見合いキャンセルをする場合
- ・遠方同士のお見合いで、お見合い場所が折り合わなかった場合
- ・プロフィールでは判断できない内容で、なおかつお見合いに関わる重要な項目（例：現在治療中の病気、身体の障害、後遺症がある場合等の特記事項）が原因でキャンセルとなる場合
- ・双方日程を出し合ったものの、お見合い成立後1ヶ月以内にお見合いが行えない場合はキャンセル料を支払わずにキャンセルできるものとする
- ・前日までのキャンセルでお見合い日程の延期が発生したが、1ヶ月以内に再設定ができた場合

VIII.提携先について

以下、業務提携先(株)結婚情報センター（以下、ノッツェ）との細則である

- ・ノッツェ会員とはシステム上で「結婚ナビ会員」及び「カウンセラー経由会員」と表示されている会員である
- ・各相談所の会員は「提携会員」と表示される会員である
- ・ノッツェ会員の中でお見合い対象となるのは、ノッツェの業務提携先とのお見合いに承諾している会員のみとなり、ノッツェの全会員がお見合い対象となるわけではない
- ・ノッツェ会員は休止をするとプロフィールが見れなくなる
- ・ノッツェ会員は、お見合い承諾後原則5日以内にお見合い料を入金してから担当者はお見合い日程の調整を進められるようになる為、お見合い承諾から日程調整まで

に日数がかかることがある

- ・ノッツェと各相談所との間で発生したペナルティに関するやり取りとその支払いについては、ノッツェ本部と各相談所がやり取りをするものし、ノッツェ各支店の担当者とのやり取りは行わないものとする
- ・ノッツェと各相談所との間で発生したペナルティ料の支払いに関する本部への報告方法は原則メール (nlcckanri@nozze.com) にて行うものとし、ペナルティ料は毎月月末締め翌月末払いとする
- ・ノッツェ担当者へのお見合い前（お申し込み前含む）の質問は禁止とする
なおどうしても聞きたいことがある場合はお見合い承諾後すぐに聞くこと
ただし、必ずしも希望に沿う回答が得られるとは限らない
- ・新規入会の勧誘にノッツェ会員のプロフィールを使用してはならない
- ・ノッツェの定休日は火曜日（支店によっては水曜日も休みの場合あり）
- ・ノッツェ会員とお見合いにおいて、お見合い場所としてノッツェの各サロン（支店）を利用する場合は各相談所の担当者が立ち会うものとする

IX.未既定事項

本書に記載のない未既定事項については、本部と相談所は協議の上妥当な処理をするものとする